

新旧対照表

現 行	改正案
福岡市立 <u>新病院</u> に関する小児2次医療連絡協議会規約	福岡市立 <u>こども病院の移転</u> に関する小児2次医療連絡協議会規約
<p>(目的)</p> <p>第1条 この協議会は、<u>現こども病院移転後の、本市西部地区における小児2次医療提供体制の確保を図るため、各病院間の連携・協力のあり方等を検討することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>福岡市立こども病院（以下、「こども病院」という。）移転後の本市西部地区における小児2次医療提供体制の確保を図るため、福岡市立こども病院の移転に関する小児2次医療連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。</u></p>
<p>(協議会の名称)</p> <p>第2条 この協議会の名称は、「福岡市立新病院に関する小児2次医療連絡協議会」とする。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、第1条に掲げる目的達成のために必要な次の事項について、<u>協議・調整</u>を行う。</p> <p>(1) <u>現こども病院移転による影響の予測。</u></p> <p>(2) <u>上記予測に基づき必要と考えられる対策の検討。</u></p> <p>(3) <u>対策実施にあたっての各病院の役割分担と連携のあり方の検討。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、第1条に掲げる目的達成のために必要な次の事項を行う。</p> <p>(1) <u>こども病院移転により本市西部地区における小児2次医療提供体制が受ける影響の予測</u></p> <p>(2) <u>上記予測に基づき、本市西部地区における小児2次医療提供体制の確保策の検討</u></p> <p>(3) <u>上記対策実施にあたって、各委員の所属する機関・団体が行うべき対応策とその連携のあり方の検討</u></p>
<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は<u>次に掲げる委員</u>をもって組織する。</p> <p>(1) <u>独立行政法人国立病院機構九州医療センター 院長</u></p> <p>(2) <u>国家公務員共済組合連合会浜の町病院 院長</u></p> <p>(3) <u>福岡市立こども病院・感染症センター 院長</u></p> <p>(4) <u>福岡市医師会 会長</u></p> <p>(5) <u>その他座長が指名したもの</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は<u>別表に掲げる委員</u>をもって組織し、委員は市長が委嘱する。</p> <p><u>2 協議会の設置期間及び委員の任期は新しいこども病院が開設する年度の年度末までとする。</u></p>

現 行	改正案
<p>(設置期間)</p> <p>第5条 協議会の設置期間は<u>新病院開設の年度末までとする。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>(座長)</p> <p>第6条 協議会に<u>座長1人</u>を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 <u>座長</u>は、会務を総理し、協議会を代表する。</p>	<p>(委員長)</p> <p>第4条 協議会に<u>委員長</u>を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 <u>委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</u></p>
<p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議は、<u>座長が必要があると認めるときに招集する。</u></p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、<u>委員長が招集する。</u></p> <p>2 <u>協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</u></p>
<p>(部会)</p> <p>第8条 <u>座長は、特定の問題を調査審議するため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。</u></p> <p>2 部会の委員は各病院長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</p>	<p>(部会)</p> <p>第6条 <u>協議会は、特定の問題を調査審議するため、部会を置くことができる。</u></p> <p>2 部会の委員は<u>委員長</u>が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</p>
<p>(庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、福岡市保健福祉局において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、福岡市保健福祉局において処理する。</p>
<p>(委任)</p> <p>第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>座長</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が定める。</p>

現 行	改正案																
<p>附則 この規約は、平成 20 年 9 月 26 日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、平成 22 年 9 月 3 日から施行する。</p>	<p>附則 この規約は、平成 20 年 9 月 26 日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、平成 22 年 9 月 3 日から施行する。</p> <p>附則 <u>この規約は、平成 23 年 11 月 4 日から施行する。</u></p>																
	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1131 694 1937 1128"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 694 1776 746">所属</th> <th data-bbox="1778 694 1937 746">役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 748 1776 801"><u>独立行政法人国立病院機構九州医療センター</u></td> <td data-bbox="1778 748 1937 801">院長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 802 1776 855"><u>国家公務員共済組合連合会浜の町病院</u></td> <td data-bbox="1778 802 1937 855">院長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 857 1776 941"><u>地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市立こども病院・感染症センター</u></td> <td data-bbox="1778 857 1937 941">院長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 943 1776 995">福岡市医師会</td> <td data-bbox="1778 943 1937 995">会長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 997 1776 1050">福岡大学病院</td> <td data-bbox="1778 997 1937 1050">病院長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1051 1776 1104">福岡地区小児科医会</td> <td data-bbox="1778 1051 1937 1104">会長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1106 1776 1128">福岡市保健福祉局</td> <td data-bbox="1778 1106 1937 1128">理事</td> </tr> </tbody> </table>	所属	役職	<u>独立行政法人国立病院機構九州医療センター</u>	院長	<u>国家公務員共済組合連合会浜の町病院</u>	院長	<u>地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市立こども病院・感染症センター</u>	院長	福岡市医師会	会長	福岡大学病院	病院長	福岡地区小児科医会	会長	福岡市保健福祉局	理事
所属	役職																
<u>独立行政法人国立病院機構九州医療センター</u>	院長																
<u>国家公務員共済組合連合会浜の町病院</u>	院長																
<u>地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市立こども病院・感染症センター</u>	院長																
福岡市医師会	会長																
福岡大学病院	病院長																
福岡地区小児科医会	会長																
福岡市保健福祉局	理事																